国補（仮称）千代田 PA スマート IC 整備に伴う中佐谷遺跡発掘調査業務委託
特記仕様書

本仕様書は，（仮称）千代田 PA スマート IC 整備事業に伴う中佐谷遺跡の記録保存のための発掘調査を実施するに当たって定めるものである。

なお，本仕様書は茨城県埋蔵文化財発掘調査基準及び茨城県埋蔵文化財調査の安全衛生に関する指針に基づくものである。

１　調査場所　　かすみがうら市中佐谷３０１外（中佐谷遺跡）

２　調査区

・　調査区は，（仮称）千代田 PA スマート IC 整備事業における道路改良工事の範囲で，調査面積は約２０５.５㎡とする。
・　発掘調査に当たっては，公共座標に基づく基準杭を設定し，測量の基準とする。

３　調査期間　　契約日の翌日から令和９年３月３１日

４　事前確認

・　調査主体者は，関係者〔土地所有者，市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。），開発事業者等〕立ち会いのもとで発掘調査区を確認する。

５　発掘作業

(1)　管理

・　調査主体者は，安全管理責任者を設置し，表示する。
・　調査主体者は，調査担当者及び作業員の安全と健康を確保するための安全・衛生管理を行う。
・　労働安全衛生法に定める地山掘削や土止め支保工等に関わる作業主任の選任が必要な作業では，有資格者を配置する。
・　雷等の急激な気象変化に対応するため，あらかじめ避難場所を指定しておく。
・　看板等にて発掘調査を行っていることを周知する。
・　発掘現場の周囲を柵やロープ等で囲み，危険である旨の表示をするなどして，部外者への注意を喚起する。
・　夜間や休業日等の現場作業時間外は，立看板等により立入禁止区域を明示し，車や通行人等が誤って調査区内に進入することがないように安全対策を講じる。
・　粉塵，通行等で隣接地に迷惑をかけないように十分配慮する。
・　発掘調査説明会等で部外者を現場に立ち入らせる場合は，適切な順路を設定するなどして安全に配慮する。
・　立木，産業廃棄物の処理など，分別処理を行う。
・　出土遺物を当該地外に移動させる場合は，事前に市町村教委の了承を得る。

(2)　表土等の掘削，遺構検出及び遺物包含層の掘削

・　表土等除去の前に現況の撮影を行う。
・　表土等除去は，遺物包含層の上面までとするが，包含層がない範囲については遺構確認面の上面までとする。なお，表土等の掘削土に含まれた遺物は採集するように努める（必要に応じて，どの層まで何によって除去するのか明示）。
・　表土等除去後に基準杭からグリッドを設定する。グリッドの規模は１辺４～５ｍを基準とし，各グリッドには名称を付ける。
・　遺構検出は，基本層序と確認面の層位及び遺構覆土との関係に留意し，遺構の検出に努める。
・　遺物包含層の掘削及び遺構確認は，移植ごてやジョレン等を用いて人力で行う。
・　検出した遺構には，適宜遺構番号を付ける（遺構番号の付け方は市町村教委と協議）。重複関係が明らかになったものや新たに確認された遺構については，その都度遺構番号を付すとともに，確認された遺構がわかるように表示し，必要に応じてシート等で保護する。また，縮尺 1/100～1/200 の遺構配置略図を作成する。
・　遺構略号を用いる場合は，独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の用例を準用する。
・　遺構確認終了後，市町村教委に遺構配置略図を提示し，現場検証を受けてから遺構覆土掘削に入るものとする。なお，遺構等の検出状況により，発掘調査計画に変更が生じる場合は，市町村教委と協議する。
・　遺物包含層出土遺物は，一括（集中）資料・特殊遺物以外は，グリット単位で層位別に取り上げる。ただし，遺構に伴うと想定できる場合は，遺構調査に入るまで出土位置を保ち，調査に入る段階で出土位置等を図面・写真により記録する。

(3)　遺構調査

・　調査する遺構は，中世までとし，調査・完掘することを原則とする（近世以降の遺構調査の必要性については，市町村教委が判断）。
・　遺構覆土掘削に当たっては，土層観察面を軸方向に留意して４分割（十字形）または２分割を設定する。また，適宜サブトレンチを設定し，遺構の性格，重複関係等を予め確認するよう努める。
・　重複している場合は，土層観察面の設定を適宜工夫し，遺構の新旧関係，出土遺物の帰属を明らかにしながら，堆積の新しい覆土から，原則，移植ごてを用いて掘削を進める。
・　覆土中から二次的な利用の痕跡が確認された場合は，その遺構の調査を行い，性格等を把握するように努める。
・　出土遺物は，出土位置，標高を図面・写真により記録を作成してから取り上げるが，小破片でかつ出土状況に特別な意味が認められない場合は，遺構内の小地区ごとに層位単位の一括で取り上げる。ただし，小破片でも特殊な遺物は記録をとる。
・　出土遺物取り上げに際しては，遺物台帳を作成し，遺構番号，遺物取り上げ番号，遺物内容，位置，標高，出土層位等を記載する。なお，取り上げに際し，破損のおそれがある遺物については，破損しないように十分注意し，状況に応じて硬化剤等を用いて取

り上げる。
・　玉類・種子類等の微細な遺物の出土が予想される場合は，土壌ごと取り上げ，その洗浄等を行って遺物を採取する。
・　理化学的分析が必要と思われる資料が発見された場合は，市町村教委と協議のうえ，サンプリングを行う。
・　記録作成が済んでないもののうち，重要で盗難のおそれがある遺物は，写真等により原位置を押さえたうえで記録作成まで取り上げて保管する。その他の遺物についても，盗難や自然現象等による現位置からの移動を防ぐ措置を講じる。
・　人骨が検出された場合は，その取扱いについて開発事業者，市町村教委と協議を行う。
・　土層観察については，含有物の種類，規模，含有量や粘性，締まり等を観察する。色調は『新版標準土色帖』を用いる。
・　図面は各遺構に応じた縮尺で作図する。平面図はメッシュ測量か測量機器（トータルステーション）等で座標値を読み，現地において作図する。
・　平面図・土層断面図・遺構断面図（エレベーション）を作成し，さらに標高測量（レベリング）により補足する。
・　全体図には基準点のほか，周辺にある境界杭等動かない目印（ポイント）も入れる。
・　写真は，土層，遺物出土状況，完掘状況，付属施設，堀り方等，状況が把握できるアングルで撮影する。
・　遺構面の下にさらに遺構・遺物がないか等の補足調査を行う。
・　調査終了後，調査区全体の写真を撮る。

(4)　記録
・　基本層序は，表土から記録（図面及び写真）をとる。
・　覆土堆積状況は，観察面の４面または２面で，図面（セクション図）と写真で記録することを原則とする。
・　出土遺物は図面（三次元での記録）と写真で記録することを原則とする。ただし，小破片で遺構の時期決定に関わらないものは除くが，層位の帰属は明らかにする。
・　完掘遺構は，遺構平面・断面を図化し，俯瞰写真撮影を行う。
・　図面は 1/20 を原則とする。埋葬施設における副葬品，カマド等の遺構内の施設の図面は 1/10，全体図等は状況に応じて縮尺を変える。
・　完掘後の遺構配置・地形図は 1/100～1/200，等高線は 25cm 程度とする。
・　調査前及び調査終了後の調査区の全景写真を撮影する。
・　発掘作業日誌を作成し，作業内容及び作業方法等を記入する。
・　写真台帳を作成し，フィルム番号，コマ番号，遺構名又はグリット名，撮影方向，撮影日等を記入する。
・　遺物台帳を作成し，通し番号，出土地点，遺構番号，層位，標高，遺物内容，取上げ日等を記入する。

(5)　写真撮影

・　記録撮影に使用するフィルムは，35mm 又は中判のカラー（ポジフィルム・ネガフィルム），モノクロームを使用し，調査区の遺構検出状況，全景写真，重要遺構，遺物出土状況，遺構完掘等に使用する。ただし，必要に応じて大判も用いる。
・　デジタルカメラは活用目的の撮影に使用する。データにはキャプション等をつけて整理する。
・　写真撮影に際しては，必ず写し込み（遺跡名，撮影日時・対象物名等を明記したカードを写す）を行う。
・　写真撮影をする際には，必ず三脚等を用いてカメラを固定してから行うようにする。
・　遺跡全体，住居跡等の撮影は，タワー等を用いて高所から撮影する。
・　写真台帳を作成し，台帳にはフィルム番号，撮影日，遺構名・撮影内容を記載する。

(6)　遺跡の公開

・　発掘調査は公開とし，原則として現地説明会を開催する。

(7)　埋め戻し

・　県教育委員会からの発掘調査終了確認通知をもって発掘作業が終了したものとする。
・　埋め戻しは，市町村教委の承認を得てから行う。

６　提出物

調査主体者は本業務に係る次のものを市町村教委に提出する。

・　調査報告書（正副各 1 部ずつ）2 セット
・　調査記録（図面・図面台帳，写真・写真台帳，日誌等）（正副各 1 部ずつ）2 セット

※当該業務委託の報告書等は市、東日本高速道路株式会社つくば工事事務所にそれぞれ納品とするため、2 セット納品となります。

７　その他

・　客観性を高めるために，必要に応じて学識経験者等による調査内容の検証を行う。
・　調査報告書及び調査記録については，市町村教委が保管・活用するものとし，その著作権・所有権については市町村教委に帰属する。
・　出土遺物は，譲与申請手続きを行い，市町村教委が保管・活用するものとする。